

(1) 概要
Park-PFIは、PFI法が根拠となるPFIと は異なる、都市公園法が根拠法となる。事業主体を民間 事業者とし、民間資金等を活用した公園利用者の利 便性向上や公園管理者の財政負担の軽減を目的とする。 <sup>①</sup>
また、独立採算制による施設整備を行うことができる。 <sup>②</sup>
ほか、特定公園施設として収益施設と一体的に整備する ことで、公共コストの削減を図ることが出来る。 <sup>③</sup>

- ① 公園管理者（公共）の財政負担の軽減と公共コストの削減は同じことを言っています。概要なので、建蔽率の緩和や、収益の一部を維持管理費に充てられるなど、目的や効果だけでなく制度の説明をした方が良いでしょう。
- ② 主体や対象物を明確にすべきです。この場合、主体となり得る者は、公共と民間の2者が存在しています。また、対象物は、公園施設と収益施設となります。これらを明確にする必要があります。また、収益施設はPark-PFIじゃなくても整備可能ですよ。
- ③ 「特定公園施設として収益施設と一体的に整備」は文脈もおかしいですし、収益施設は特定公園施設にならないと思います。よって、「特定公園施設と収益施設を一体的に整備」ではないでしょうか。

(2) 活用するメリット
公園管理者：民間資金を活用することで、公園整備や 管理にかかる財政負担を軽減することが出来る。 <sup>④</sup>
民間事業者：公園内に飲食店等の収益施設を設置する。 これにより、長期的視野での投資や経営が出来る。 <sup>⑤</sup>
また、公園と収益施設と一体的なデザインによる整備 で、収益に繋がる質の高い空間を創出出来る。 <sup>⑥</sup>
公園利用者：飲食施設充実等、利用サービスが向上 する。また、老朽化した質が低下した施設 <sup>⑦</sup> の更新が進み、 安全性や快適性、利便性が高まる。

- ④ 繰り返しになりますが、財政負担の軽減は前項で説明してますね。メリットというこの項目で説明すべきです。よって、(1)は公的負担の軽減には触れない方が良いです。
- ⑤ 収益施設の設置ができるとなぜ長期的視野での経営ができるのですか。関係性が良く分かりません。おそらく、Park-PFI スキームを使うと許可期間が10年から20年に延

びるからではありませんか。

- ⑥ メリットを受ける人は、民間事業者なので良質な空間が創出できるというメリットではなく、収益につながるものがメリットではありませんか。よって、前後を逆にしたらよいと思いますので、「質の高い空間を創出し、収益につなげることができる。」としてはどうでしょうか。
- ⑦ ②の理由により、「施設」→「公園施設」。

(3)	選用	する	ため	の	留意	点															
設置	予定	者	の	選定	にあ	たり	、	公園	施設	⑧	の	設置	が	都市							
公園	の	機能	を	損	な	ら	ず	、	着	実	が	の	安	定	的	な	事業	⑨	の		
に	よ	り	、	公	共	の	利	益	の	増	進	と	な	る	よ	う	留	意	し	て	
長	期	間	の	施	設	設	置	を	想	定	し	て	い	る	た	め	、	事	業	が	
破	綻	し	、	都	市	公	園	の	機	能	を	損	な	ら	ず	こ	の	た	め	、	
事	業	者	⑩	の	実	施	能	力	を	収	支	射	面	で	留	意	し	て	い	る	
																				以	上

- ⑧ 収益施設では？
- ⑨ ここでいう事業は、収益、公園管理両方を指しているのですか。それとも、どちらかのことですか。明確にした方がよいと思います。
- ⑩ 設置予定者と事業者を使い分けがないのであれば、統一しましょう。